

平成31年の改元に伴う国立大学法人鳴門教育大学の学内規則等の改正に関する規程

平成31年4月1日
規程第 80 号

(趣旨)

第1条 この規程は、平成31年の改元に伴う国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学則、規則、規程、細則、要項及び申合せ等（以下「学内規則等」という。）の改正について必要な事項を定める。

(改正手続)

第2条 改元に伴い、本学の学内規則等のうち、当該学内規則等の様式等において元号表記のみを改める場合は、国立大学法人鳴門教育大学の規則の基準に関する規程（平成16年規程第95号）に基づく改正手続によらず、この規程により学内規則等を改正したものとみなす。

(周知)

第3条 前条による規則等の改正後の規則等については、適宜の方法により周知するものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程により改正したものとみなした学内規則等は、令和元年5月1日から施行する。